

平成 28 年 9 月 1 日 総長選考会議 決定
(令和 3 年 9 月 2 日 総長選考会議 一部改正)

総長選考会議による総長の業績評価について

第 1 目的

総長選考会議は、選考した総長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うとともに、必要に応じて、今後の業務執行にあたっての助言などを行う。

第 2 評価時期

- (1) 総長就任 1 年経過後の任期 2 年目から、毎年実施するものとする。ただし、総長が再任された場合は、総長の任期 1 年目から毎年実施する。
- (2) 総長の任期 4 年目に行う評価は、中間評価として実施する。ただし、総長が再任された場合は、総長の任期 2 年目に中間評価を実施する。

第 3 評価方法

- (1) 総長の業績評価は、毎年の業務執行状況の確認により、次の方法で行うものとする。
 - ① 総長に対するヒアリング
 - ② 監事の意見を聴取
- (2) 中間評価の方法は、別に定める。

第 4 評価結果の通知及び公表

総長の業績評価の結果については、総長に通知するとともに、大阪大学公式ホームページで公表する。

第 5 その他

第 1 から第 4 までに定めるもののほか、総長の業績評価に関し必要な事項は、総長選考会議がその都度決定するものとする。